

これまで親方日の丸的な考え方で通用してきた公共的施設の運営が、なかなかそうはいかない時代になった。公設民営という考え方も時代に適応した方法論のひとつであろう。数年のちは、この考え方自体が否定されるかも知れない。混沌とした世の中の流れのなかで、限られた資源を最大限に活用しようと検討し続けることは極めて重要であり、また行政の責任でもある。バブル経済崩壊以降は、特に、日本社会の歪みが多く、面で顕在化し、新たな制度設計ないしは制度改革が必要であると声高に叫ばれている。

既設の施設のあり方や運営方法さえも根本的に変革を余儀なくされているのは周知の通りである。政権交代によって社会制度そのものにも大きな変革がもたらされるであろうことも想像に難くない。激変する社会の中で登場してきたのが指定管理者制度である。言うまでもなく、その源流となっているのは、平成 15 年 9 月に改正された地方自治法である。

「公の施設」の範疇には多くの疑問が寄せられているが、図書館・博物館等のような公の施設を直営によって運営するか、指定管理者によって運営するかは、施設の事情に応じて、また地域の事情に応じて、言うなればお家の事情によって自己判断・自己決断しなければならないのだから、裏を返せば、これまた民主主義のあり方とも言うことができる。

今回の調査研究は、指定管理者制度の導入以降、図書館・博物館等の現状はどのようになっているかをまとめたものである。また指定期間が終了し、次期の指定期間に移行する際のポイントもまとめてある。新規導入を検討している公の施設にも参考にしていただければいいか、と考える次第である。他者を知り、己を知れば、日々の決戦の運営にも役に立つに違いない。

図書館・博物館等は施設であっても、中味のともなうコンテンツ施設である。情報社会から知識社会に移行する流れの中で、専門家集団としての学術研究や調査研究がこれまで以上に求められていると言っても過言ではない。そこには当然、知識を提供する情報サービスが伴うし、また知識を創造していくシステムが必要である。その意味では、施設というよりも機関といったほうが適切である。日本各地に存在する知的機関を今後どのように経営し、運営していくか...本報告書がその参考になれば幸いである。

平成 22 年 3 月

図書館・博物館等における指定管理者制度に関する研究会
委員長 水嶋 英治

